

「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」についての一考察

A Study of "Basic Guide Concerning Measures to Attempt Securing of the Person Engaged in Social Welfare Service"

曾 我 千 春
Chiharu Soga

〈要旨〉

小論は、2007年8月28日に厚生労働省が告示した「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(平成19年8月28日厚生労働省告示第289号)(以下、「新・指針」)を取り上げ、その検証と考察を試みる。2000年に介護保険法、2006年に改正介護保険法が施行される中で、社会福祉のにない手の労働・生活環境は様変わりしてきている。特に、介護のにない手については、その人材不足が社会問題化していることは周知のことである。「新・指針」はこれらの人材不足を解消するために政府から「告示」されたものではあるが、その内容については、介護保険サービスを「成長産業分野」との位置づけを前提とし、その意味での「新・指針」であること、そしてなによりも「国民の役割」が明記されるなど、批判・修正を加えられる点が多くある。

だれもが最高水準の「Care」を享受することができるシステムを「新・指針」への批判から考察をする。

〈キーワード〉

福祉・介護サービス従事者、国民の役割と公的責任、社会保障・社会福祉

1 はじめに

2007年8月28日、厚生労働大臣告示「社会福祉事業に従事する者の確保に関する基本的な指針」(平成19年8月28日厚生労働大臣告示第289号)(以下、「新・指針」)が改定された⁽¹⁾。

日本の人口の高齢化に伴い介護のにない手が不足していること、また、現在において、介護労働者の過酷な労働、賃金水準・社会的地位の低さにより離職率が高く、現場では慢性的な人手不足を招き、サービスを利用する人への人権侵害的な事件までが起きていることは周知のことである。

このような状況をかんがみ、政府・厚生労働省(以下、「厚労省」)は、人材の確保に向けて、1993年大臣告示の「社会福祉事業に従事する者の確保に関する基本的な指針」(平成5年厚生省告示第116号)(以下、「旧・指針」)を廃止し「新・指針」を告示した。「旧・指針」告示から早10年余経ち、今回の改定にいたったわけではあるが、この間、社会保障「構造改革」が強硬に推し進められ、介護保険法(2000年)、改正介護保険法(2006年)が導入され、介護労働者の労働環境も大きく変容してきている。

小論では、「新・指針」の報告と、その具体的内容が介護労働者・福祉関係職種に対する、労働者としての労働・生活条件を保障するものになっているのか、そしてすべての国民が安全で安心して暮らすことのできる基盤整備につながっているのかという点について検証を試みた。

2 基本指針とは

介護を含め社会保障のにない手については、さかのぼること1960年代からその劣悪な労働条件、低い賃金水準や社会的地位により、慢性的な人手不足は大きな問題となっていた。政府は、1991年3月厚生省保健医療・福祉マンパワー対策本部の中間報告を示し、人材確保に向けての「マンパワー政策」を展開していく。1993年に「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」(平成4年6月26日法律第86号)(以下、「看護婦等確保法」)、「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(平成4年5月27日法律第63号)(以下、「介護労働者法」)を単独法として立法化している。「社会福祉事業従事者」については、「社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律」(平成4年

6月26日法律第81号)において規定され、社会福祉事業法第7章の2「社会福祉事業に従事する者」(以下、「福祉人材確保法」と題する一章を加え、その具体的方策として「旧・指針」を告示したのである。

看護婦等確保法、介護労働者法、福祉人材確保法と各基本指針は、「80年代の臨調・行革路線のなかでの社会保障「再編」の一翼を担うものとして90年代に入り登場」してきた具体的施策であることを忘れてはならない⁽²⁾。

「福祉人材確保法」における「旧・指針」は、国民のボランティア参加を促す「国民の社会福祉に関する活動への参加を促進を図るための措置に関する基本的な指針」(以下、「国民参加指針」と並列して策定・告示されているところに大きな特徴があるという)。「国民参加指針」については、今回、新たに告示はされていない。しかし、「新・指針」のなかには、国民の「ボランティアへの参加の促進」や「国民の役割」として組み込まれており、その内容は、公的責任の後退と国民の自助努力、介護保険サービス利用の抑制を前面に出している。

2-1 基本指針の概要

「新・指針」の法的根拠は、社会福祉法第89条第1項「厚生労働大臣は、社会福祉事業が適正に行われることを確保するため、社会福祉事業に従事する者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針を定めなければならない。」である。

「新・指針」は、「前文」において人材確保の必要性を述べ、続いて「第1 就業動向」において、現在の「福祉・介護サービス」の動向・今後の見通し、「第2 人材確保の基本的な考え方」、「第3 人材確保の方策」が示されている。「第4 経営者・関係団体並びに国及び地方公共団体の役割と国民の役割」が示されており、1993年の「旧・指針」では各々の「措置」とされていたが、「新・指針」では「役割」となっている。また、「国民の役割」が、経営者、関係団体、国及び地方公共団体と並列して示されている点には注意が必要である。最後は「第5 指針の実施状況の評価・検証」とし、国が定期的に実施状況の評価・検証し、見直しを行いつつ、人材確保対策を着実に推進していくことが記されている。

2-2 基本指針の大筋

「旧・指針」と「新・指針」の大きな違いとして、「旧・指針」の対象が「社会福祉従事者」であったものが「新・指針」においては、「福祉・介護サービス従事者」となっている点である。「旧・指針」の対象者である社会福祉従事者は社会福祉法第2条第1項の「第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業」に従事するものであり、その他の介護関連職

種は対象とされてはいなかった。「新・指針」において「福祉・介護サービス」とした理由について「介護保険制度における居宅介護支援や訪問リハビリテーション、特定入居者生活介護等社会福祉事業に該当しないが社会福祉事業と密接に関連するサービスが拡大している。これらのサービスは社会福祉事業と不可分に運営される場合もあり、同様に国民の福祉・介護ニーズに対応していることから、社会福祉事業とこれらのサービスを合わせ、一体的な人材の確保に努めることが必要となってきた」と説明している。2000年に導入された介護保険法により、社会福祉事業以外の介護関連サービスが加わり、そこで労働に従事する介護労働者・福祉労働者の数も大幅に増加してきているためである。

それではここで、注目すべき事項を抜粋し、その検討を試みてみよう。

「前文」では、「福祉・介護サービス分野」の高い離職率、人手不足を指摘し、「福祉・少子高齢社会を支え働きがいのある、魅力ある職業として社会に認知され、今後さらに拡大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材を安定的に確保していくことが、今や国民生活にかかる喫緊の課題である」と強調している。

現在の「福祉・介護サービス」の従事者の状況の特徴として、①介護保険サービスにおいて女性が全体の8割を占める、②非常勤の占める割合が近年増加してきており、訪問介護サービスでは8割を占めている、③入職率約28%、離職率約20%と、入職・離職率が高い、④賃金水準は全労働者と比較して低い水準にある、⑤潜在介護福祉士等が多数存在している(介護福祉士47万人のうち福祉・介護サービスに従事しているのは約27万人等)をあげている。

今後の「福祉・介護サービス」従事者の必要数として「介護保険制度における要介護認定者及び要支援認定者は、平成16年の410万人から、平成26年には約600万人に増加する」とされ、「福祉・介護サービス従事者数は、平成16年の約100万人から平成26年には140~160万人が必要である」とされている。

「人材確保の基本的な考え方」では、①若年層から魅力ある仕事として評価されるように「労働環境の整備の推進」を図る、②「キャリアアップの仕組みの構築」を図ること、③国民の積極的な参加・参画が促進されるよう、「福祉・介護サービスの周知・理解」を図ること、④「潜在的介護福祉士等の参入の促進」を図ること、⑤他分野で活躍している人材、高齢者等、「多様な人材の参入・参画の促進」を図ることなどがあげられている。

2-3 基本指針の具体的内容—人材確保の方策—

労働環境の改善においては、第一に「給与」が位置づけ

られており、「他の分野における労働者の給与水準、地域の給与水準等も踏まえ、適切な給与水準を確保すること、なお、給与体系の検討に当たっては、国家公務員の福祉俸給表等も参考にすること」とされている。賃金に続き重要な人材確保の要となる「職員配置」については、国が「職員配置のあり方に係る基準等について検討を行うこと」としている。具体的な方策は示されていないが、「どのような資格をもった人材がどれだけ配置されるか」といったことは、「Care」の質を大きく左右する。今後最も重点的にかつ早急な改善が不可欠である。

キャリアアップの仕組みの構築においては、国による「労働者の主体的な能力開発の取組を支援する教育訓練給付制度を適切に運営すること」、職能団体等による「専門性を認証する仕組みの構築」があげられている。本稿第3章でこの点は指摘するが、現行の教育訓練・研修制度は、教育産業に資するものとなっており、そのシステムの改善から取り組まなければならない。

「多様な人材の参入・参画の促進」においては、「福祉・介護サービス」以外の他分野からの人材の参入、高齢者等の参入・参画の促進があげられている。後者については、「高齢者に対する研修等を通じて、高齢者が福祉・介護サービスへの就業しやすい、又は、ボランティアとして参画しやすい環境を整える」といったことがあげられている。ボランティアを行ったことにより「ポイント」を付与し保険料に換金するようなシステムが導入されている。

「経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体の役割と国民の役割」については、「福祉・介護サービス」の人材の確保のために「国民の役割」が国や地方公共団体、経営者・関係団体等と並列して明記されている。「国民の役割」は、「利用者であるとともに、福祉・介護サービスを支える税や保険料の負担者という役割を担っている」、「国民は消費者として質の高いサービスを選び分けるとともに、こうしたサービスを伸ばしていくことに努めなければならない」、このような認識なしにサービスが利用されれば、真に福祉・介護サービスが必要な利用者にサービスが行き届かないおそれもある。このような意味で、国民は福祉・介護サービスをうまく利用しながら、自立した日常生活を営むことを目指していくことが求められ、「負担水準も考えること」があげられている。このほかに「公的な福祉・介護制度に基づく福祉・介護サービスのみならず、地域社会の支え合い」、「ボランティアの参画を通じて」地域社会等における「支え合いを充実させていくこと」が重要であるとされている。

3 「新・指針」の問題点

以上が「新・指針」の内容である。「旧・指針」が告示さ

れた当時、「基本指針には基本理念規定そのものを欠く上に、福祉労働者からは『今の慢性的な欠員状態や労働強化、健康破壊が広がっている福祉現場の深刻な状態を無視したもの』」、そして「国の公的責任の放棄と経営責任への転換、正規専門職による確保をあいまいにし『多様な勤務形態』によるボランティアな労働力確保を目指す方向に沿ったもの」との批判を受けていた⁽³⁾。

「新・指針」はどうか。筆者は「旧・指針」と差異がないどころか、「国民の役割」を全面的に出してくるなど、その内容については後退をしていると考える。以下、特に問題であると思われる5点を指摘しておく。

3-1 「成長産業分野」としての「福祉・介護サービス分野」

まず、「福祉・介護サービス分野」を「成長産業分野」として位置づけた「新・指針」の限界性である⁽⁴⁾。そもそも「成長産業分野」として位置づけの経緯は1980年代までさかのぼって検討する必要がある。小論では紙面の関係で割愛することとするが、若干の政策動向のみを見ておく。

1980年代は第二次臨時行政調査会が進める社会保障抑制政策の中で、国民の自立自助、受益者負担の強化、民間活力の活用等、公的責任の後退と国民負担増が具体的に実施された。民間活力の活用は、「福祉の市場化」という形で、在宅サービスを皮切りに営利法人の参入を認めたものの、そのサービスは高額であり、利用者にとっては「購入」しがたいサービスであったため、政府や営利法人の思惑通りに利用されなかった。しかし、福祉の市場化から「医療の市場化」を推し進めたい政府は、この活路を営利法人が指定事業者となりそのサービスを公的保険で補助するという介護保険制度の創設に求めた。

このような背景のなかで、介護保険制度の創設に向けての議論が活発化し、そこでは「多様な事業主体が介護現場に参加しサービスの質の向上やコストの合理化をめぐる健全な競争を展開する方向を目指すことが適切である。市場のメカニズムを活用したシステムは、多様な資金調達の手続きを開き、サービス基盤を促進することにもつながる」と市場化・営利化が具体的に方向付けられた⁽⁵⁾。このことはバブル崩壊後の「産業の空洞化」を「福祉産業」で埋める方策として福祉分野を「経済成長分野」として位置づけていくこととなる⁽⁶⁾。

結果、介護保険法においては、サービス提供事業者として営利法人の参入を認めたわけだが、2005年に石川県のグループホーム（認知症対応型共同生活介護）で、介護職員が入居者の女性を「死なせてしまった」という事件⁽⁷⁾、そしてコムスン事件を引き起こしている。

「成長産業分野」としての「福祉・介護サービス」という位置付けが「新・指針」の前提とされている限り、以降4

点の問題点も浮上してくるのである。

3-2 「国民の役割」の強調

最も注意しなければならない点は「国民の役割」の強調である。「新・指針」を作成した主要メンバーである審議会福祉部会京極高宣部会長代理は以下のような見解を示している。京極は福祉・介護分野を「安定した成長産業として期待されている」分野であることを前提としている⁽⁸⁾。そして「特に印象に残ることは、国民の役割についてである。通常は、国民は福祉・介護サービスの消極的な利用者の立場でのみ位置づけられてきたが、今回の指針ではそういった発想を大きく変えるものとなってきている」、「国民は「福祉・介護サービスを支える税や保険料の負担者としての役割」をもっており、併せて「賢明な利用者」あるいは「節度ある利用者」として役割を担うべきというのがそれである。例えば、低い負担で高い給付のみを求める功利的な傾向や態度がもし国民の一部に残っているとすれば、それは将来的に改めなければならない。「国民は必要な福祉・介護サービスの量や質の水準と併せて、これを確保するために必要となる負担の水準も考えていくことが求められる」のである」といった見解を示している⁽⁹⁾。「新・指針」において、国民は「消費者」「保険負担者」としての役割が強調されている。

しかし、現実には、保険料拠出や一部負担のために「消費者」として表に出てくるのが不可能な人たちも多く存在する。全国各地で生じている「介護殺人」「介護心中」は、現在の介護保険制度の限界性、すなわち、保険料負担者、「消費者」の限界性を証明している。介護を含めた社会保障・社会福祉は、経済的条件を理由とする差別なしに、だれでも、人間の尊厳に値する生活が保障されるべきである⁽¹⁰⁾。

3-3 労働環境の改善

「給与」については、「旧・指針」をそのまま引き継ぎ、主体的にその改善に取り組むのは「経営者、関係団体等」であるとしている。また国家公務員福祉俸給表を「参考」にすることにとどめており、具体的な解決策が示されていない。介護報酬との連動が取り上げられているが、「福祉・介護サービス従事者」の賃金は、国による別立ての保障が必要であり、国民の保険料・一部負担と連動されるべきではない。また、国家公務員福祉俸給表は「最低基準」として位置づけ、公的責任のもとで介護労働者が「人たるに値する生活」を送ることができる賃金水準を確保すべきことを明記するべきである。

労働時間については週40時間、完全週休2日制の確保、有給休暇の完全取得があげられている。現にこれら労働関係法規が遵守されていないのはなぜか。このことが解明さ

れなければ法違反は解決されない。

「新・指針」のなかでも指摘されているように、「福祉・介護サービス従事者」の非正規化が進んでいる。2000年導入された介護保険法は、営利法人が「福祉・介護サービス」に参入することを認めるとともに、そのサービスののらない手の人員配置基準に常勤換算方法を導入した。結果、各事業所での非正規労働が進められ、介護職員の約4割が非正規労働者、訪問介護に至っては約8割が非正規労働者である。少数の正規労働者は長時間労働を、多くの非正規労働者は低賃金や社会保険・労働保険が無適用・無権利といった劣悪な労働条件のもとでの就労を強いられている。

労働関係法規遵守のためには、「職員配置基準」の見直しを実態に即して早急に実施すること、何よりも、常勤換算方法を廃止すること不可欠である。このことが介護労働者を含めた「福祉・介護サービス従事者」の労働・生活の保障となる。

3-4 「キャリアアップの仕組みの構築」

「新・指針」では「キャリアパスに対応した生涯を通じた研修体系を図る」としているが、「賃金」や「昇給」について触れられてはいない。まずは、研修と賃金とが結びつく仕組みを確立すべきである。また、研修費用については、国の「教育訓練給付制度」が検討されているものの、「教育訓練給付制度」の対象・内容は限定的であり、その対象とならない介護福祉士等の「福祉・介護サービス従事者」は自腹で研修を受講しなければならない。研修費用を捻出できない者は「キャリアアップ」の機会さえ失うこととなる。

2005年度から導入された「介護技術講習」は実施機関の大きな収益となっていることは周知のことである。特に、現在、介護福祉士養成施設の定員割れは養成施設存続にかかわる深刻な問題を呈している。この穴埋めとして「介護技術講習」の収益で補っているという実態もある。このことを踏まえると、介護労働者等の研修や「認証」資格は、養成・教育産業に大きな利益をもたらすのみとなってくる。

人々の命や暮らし、健康を守るための介護労働者や「福祉・介護サービス従事者」の教育・訓練制度、養成制度、研修制度、は、法的・財源によって裏付けられたシステムのもとで実施されるべきである。

3-5 ボランティアへの参加・参画

ボランティアについては、高齢者をボランティアとして参画しやすい環境を整備することがあげられている。2007年5月、厚生省は各都道府県介護保険主管部（局）長宛に「介護支援ボランティアへの地域支援事業交付金活用について」（老介発第0507001号、老振発第0507001号、平成19年5月7日、厚生労働省老健局介護保険課長・振興課長）（以

下、「通知」を通知した。「通知」では、高齢者が介護支援ボランティア活動を行った場合に、市町村はその活動を評価した上でポイントを付与し、ボランティアを行った高齢者のポイントを換金し「保険料として支払うことができる」とされている。また、2009年に「ホームヘルパー3級」の廃止が決定しており、その穴埋めをボランティアで実施する方向性も出されている⁽¹¹⁾。介護保険費用の不足を介護保険制度にボランティアを含めることを国が率先して認めているといえる。

一方では「福祉・介護サービス従事者」の専門性の必要性・介護福祉士の活用をうたい、他方では公的な保障のもとで実施されるべき介護保険制度をボランティアに肩代わりさせるといった政策を打ち出している。労働者である「福祉・介護サービス従事者」とボランティアを横並びにすることは、さらなる「福祉・介護サービス従事者」の社会的地位の確立や賃金水準の向上、労働・生活保障の条件整備を妨げることになる。「高齢化に関するマドリッド国際行動計画2002」は、「非公的ケアは補助的性格をもつものであり、専門的ケアにとって替わるものではない」としている⁽¹²⁾。

4 おわりにかえて

以上、「新・指針」の具体的な内容について検証を試みた。政府・厚労省が介護や福祉の現場で働く人々の労働・生活条件が不十分であることを認識し、文書として明確にしたことは評価できると考える。しかし、今後のとるべき施策については、具体的なビジョンが明確でないばかりか、「国の役割」から「公的責任」についての明記がなく、逆に「国民の役割」について「求められる」といった記述が多く登場する。また、「新・指針」の文書のなかには、憲法25条についても触れられてはならず、社会保障制度としての介護保障制度の位置づけはされていないといった最も重大な欠陥がある。前提として「成長産業分野」としての「福祉・介護サービス」である。

「新・指針」は公的責任の後退と「福祉・介護サービス従事者」や国民、そして経営者の自助努力が前面に押し出されているといえる。

「福祉・介護サービス」を含めた「Care」の保障とは、「新・指針」が認識している劣悪な労働・生活条件のもとで就労を強いられている「福祉・介護サービス従事者」の労働・生活条件の保障が不可欠であると考えられる。

2008年5月、介護の人材を確保するために「介護従事者の人材を確保するための介護従事者等の処遇改善に関する法律」(平成20年5月28日法律第44号)が公布・施行された。条文は「政府は、(略)平成21年4月1日までに、介護従事

者の賃金水準その他の事情を勘案し、介護従事者の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方に検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とたった1条だけであり、中身や具体的な施策には程遠い。また、現在、厚労省職業安定局による「介護労働者の確保・定着等に関する研究会」が開催されている。

このように、政府・厚労省が介護労働者の確保に向けての検討会を開催し、政策提言を行うことになろうが、そこには真に介護労働者の労働・生活条件の保障といった理念を前提に具体的な方策を打ち出すべきである。

現場の介護労働者・「福祉・介護サービス従事者」の参加のもと、さらなる制度改革への道筋が求められる。

表 社会保障審議会福祉部会名簿

石原美智子	(株式会社新生メディカル代表取締役)
石橋真二	(社団法人日本介護福祉士会会長)
井部俊子	(聖路加看護大学学長)
◎岩田正美	(日本女子大学人間社会学部教授)
江草安彦	(社団法人日本介護福祉士養成施設協会会長) (社会福祉法人旭川荘名誉理事長)
小島茂	(日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長)
○京極高宣	(国立社会保障・人口問題研究所所長)
鴻江圭子	(社団法人全国老人福祉施設協議会副会長)
(~平成19年5月29日)	(委員就任時)
木間昭子	(NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事)
駒村康平	(慶應義塾大学経済学部教授)
白澤政和	(社団法人日本社会福祉士養成校協会会長) (大阪市立大学大学院教授)
高岡國士	(全国社会福祉施設経営者協議会会長) (社会福祉法人成光苑理事長)
鶴直明	(社団法人日本経済団体連合会社会保障委員会) (医療改革部会委員)
中島隆信	(慶應義塾大学商学部教授)
福田富一	(栃木県知事)
堀田力	(財団法人さわやか福祉財団理事長)
村尾俊明	(社団法人日本社会福祉士会会長)
森貞述	(全国市長会介護保険対策特別委員会副委員長) (愛知県高浜市長)
吉岡正勝	(社団法人全国老人福祉施設協議会副会長)
(平成19年5月30日~)	
◎は部会長、○は部会長代理。	

注

- (1) 全文については厚生労働省HPを参照いただきたい。
- (2) 井上英夫「健康権保障と看護婦人材確保法」労働法律旬報社、No.1313、1993年、15頁参照。
- (3) 小川政亮『社会事業法制 第4版』(ミネルヴァ書房、1992

- 年)241-242頁。
- (4) 医療・福祉分野を「成長産業分野」として位置づけていること、「成長産業分野」と医療・福祉の営利化・市場化との関係は更なる検討が必要と考える。小論においては踏み込んだ分析をすることはできなかった。この点については筆者の今後の課題とする。
 - (5) 厚生省高齢者介護対策本部事務局『新たな高齢者介護システムの構築を目指して—高齢者介護・自立支援システム研究会報告書—』(ぎょうせい, 1995年)20-34頁参照。
 - (6) 「構造改革のための経済社会計画—活力ある経済・安心できる暮らし—」(平成8年12月), 「経済構造の変革と創造のための行動計画」(平成9年5月), 「雇用対策基本計画第9次—今後の労働市場・働き方の展望と対策の方向—」(平成11年8月)等の政府文書において、「医療・福祉分野」は「成長産業分野」として明確に位置づけられている。
 - (7) この事件については、「特集グループホーム致死事件と介護労働」, 賃金と社会保障, 2007年4月下旬号参照。
 - (8) 京極高宣「新しい福祉人材確保指針の今日的意義」月間福祉No.12, 2007年11月, 12頁。
 - (9) 京極・前掲書(注(3)), 17頁。「国民の役割」については、審議会のなかで「質の高い人材を養成し、質の高いサービスを受けるためには、必然ながら国民も相当の負担をしなければならない、その辺のことについても理解していただかなければならないと思っています。」(石橋信二社団法人介護福祉士会会長, 平成19年5月30日社会保障審議会福祉部会会議事録), 「国民の役割として、福祉・介護サービスの担い手としての役割を追加する」(「都道府県から寄せられたご意見について」, 平成19年7月4日社会保障審議会福祉部会資料1, 6頁。), 「人材の確保の人数は膨大な数字が出ていますけれども、この限られた人材を有効に活用するという意味でも、サービスを受ける側のことをここで言うべきではないかもしれませんが、人的サービス依存社会にしないようなことを考えていかなければならないのではないかと思います」「自立だとか自己決定とか、いろいろなことをたくさん言うようになってきていますが、公的なものだから、また他者から支援を受けるのが当たり前だというふうには、勿論そうはいっていないんでしょうけれども、そういう意識が蔓延してはいけないと思います。QOLというのは、まさに自分で守るという意識をもう少し高める必要があるのではないかと考えています。」(村尾俊明社団法人日本社会福祉士会会長, 平成19年7月4日社会保障審議会福祉部会会議事録)といった意見が出されていた。これらの意見をまとめ「国民の役割」が明記されたのである。
 - (10) 井上英夫「社会保障・社会福祉の仕事と人権のない手をめぐる課題」事典刊行委員会『社会保障・社会福祉大事典』(旬報社, 2004年)583-586頁参照。
 - (11) 『日経新聞』2007年5月9日付参照。
 - (12) 井上英夫著『高齢化への人類の挑戦—国連・高齢化国際行動計画2002』(萌文社, 2003年)167-171頁参照。また、「家族と地域社会によって提供されるサービスが効果的な公的保健医療制度に代わりをすることができないことを認めることがきわめて重要である」(131-139頁参照)ともされている。